

お詫び：標題「大湊造船徒弟学校における修業制度の創設－地元造船業との日本的デュアルシステムの意義－」の訂正

大湊造船徒弟学校における修業制度の創設と無視 — デュアルシステム整備の可能性と未発達の要因 —

田中 萬年

はじめに

今日、理論なき職業教育が振興されているが、その問題は徒弟学校廃止の反動であると考ええる。

わが国の徒弟学校は周知のように、1921（大正 10）年の「工業学校規程」改正により廃止されたが、その全体像を「わが国における『徒弟』法制化の課題」で明らかにした。その廃止は工業学校の設立により移行したと言われているが、1899（明治 32）年の「工業学校規程」の制定以降にも徒弟学校は増設されている。徒弟学校は女子校が多数であり工業学校になったのは甲種 20、乙種 27 校で 3 割強であった。また 1917（大正 6）年に臨時教育会議答申が徒弟学校については一言も論じず、実業教育の改革は不要としていたにもかかわらず文部省は徒弟学校の問題や弊害の指摘もせず廃止したのである。実態的には 1916（大正 5）年の「工場法施行令」による徒弟制度の法令化以降に急激に転換・廃止されていた。

ところで、上のような変化の例外校として大湊造船徒弟学校（現三重県立伊勢工業高等学校）があった。大湊造船徒弟学校は 1922（大正 11）年以降も同名を使用していたのである。以降は『文部省年報』では乙種実業学校として整理され、大湊町立工業学校（乙種）となったのは 1928（昭和 3）年である。三重県に設置された他の徒弟学校が廃止されたのも 1921（大正 10）年であり、1922 年以降の学校名に「徒弟学校」を使用している大湊造船徒弟学校は極めて注目すべき特徴を示している⁽¹⁾。

学校名に「徒弟」を付けたのは男子校 93 校中 37 校で 39.8%、女子校 143 校中 5 校で 3.5 %だったように学校関係者からは忌避され、法令でも徒弟学校の廃止が決定されにもかかわらず大湊造船徒弟学校は法令に反してまで何故に「徒弟」を固守したのであろうか。その理由を推測すれば、学校を改編する必要性が無かった、というよりも変えるべきではないと関係者に合意されたからであろう。それは、地場産業から、地域からの支持があり、「徒弟学校」の実態を守って欲しいとの期待があったからだと考えられる。また、入学希望者が継続して存在しており、受講生にも人気があった故と考えられる。つまり、大湊造船徒弟学校の運営方式は、地域、業界、受講生からも支持されていたのであり、それは極めて妥当な方法だったとの証しだと言える⁽²⁾。その実態・運営方式とは如何になされていたのだろうか。

しかし、高田由夫は大湊造船徒弟学校を「特異な徒弟学校」であった、としている。「特異」とは学校としては普通ではない、という批判的な意味が込められている。また、内田純一は「地場産業と学校との間に強い結びつきをみることができる。」として、その意義を近代化と捉えている。学校の近代化では大湊造船徒弟学校が存続し、それでも工業学校に転換した意味を表していない。

本研究では、大湊造船徒弟学校の「地場産業と学校との間に強い結びつき」による「特異」性の意味を解明し、今日求められている学校教育の職業化の根源的な課題を明らかにすることを目的としたい。

さて、「修業」とは、業務を担当者本人が主体的に学ぶという意味で有り、「修業制度」とは職業能力をその本人が修得することを目的としている制度を意味する。それがドイツ等のデュアルシステムと異なるのは、就業が修業した企業に拘束されているという点にあり⁽³⁾、これは「日本的デュアルシステム」とも言える制度である。

1. 大湊造船徒弟学校の設立と経過

大湊町は伊勢神宮参拝のための最寄り港に近く天然の良港として、また恵まれた近山の木材運搬に利便な宮川の河口に位置し、造船の歴史は古く、鎌倉幕府時代には頼朝の命により軍船を造り、以後、時の政府の軍船建造に協力し、織田政権では自治が認められた自由都市に至っていたという。近代になると、1877（明治 10）年に市川造船所が 180 トンの西洋型帆船を、1888（明治 21）年には大湊造船所が汽船の進水をしている（『日本近世造船史』）。

ところで、日本人として最初に南極をめざして白瀬中尉が乗り込んだ「開南丸」は、大湊造船徒弟学校

の実習工場の一つである市川造船所⁽⁴⁾が建造した木造帆漁船であった「第二報効丸」を白瀬が購入し、厚さ 6 ミリの鉄板と補助エンジンを取り付けて補強した船であった。また、東北大学（北海道校）や秋田大学等の練習船を建造したのも大湊だった。そのように大湊は歴史的に造船が盛んな町であった。

そのような歴史から大湊町は造船の企業町として栄え、造船工の確保と資質の向上が町の課題であった。そのため、町長や尋常小学校長らが発起人となり 1896（明治 29）年 7 月に大湊尋常小学校を仮校舎として大湊工業補習学校を創設し、授業を開始した⁽⁵⁾。生徒定員 150 名で、入学資格は尋常小学校卒、修業年限は 3 年で、造船関係の工業補習として数学・理工に重点を置き、実習は地域の各造船所に委託した。

1898（明治 31）年 3 月に工業補習学校としては独立した専用教室が小学校内に完成した。大湊工業補習学校が設立された年の 11 月には、東京工業学校長の手島精一も参観し、工業教育の必要性を説いたとのこと（『七十年史』）だが、工業補習学校では十分ではなく、職工養成のための徒弟学校開設の奨励だったのではなかろうか。

そして、明治 32 年 4 月には大湊造船徒弟学校と改称し、入学資格も「造船ニ関スル職工トナルベキ志望確実ナル者」と明示し、職工養成機関としての性格を一層強めた。生徒は、大湊在住者が半数を占め、卒業後も大半が地元造船業・該工業に引き続き従事し、評判も良かった。大湊造船徒弟学校の変遷が表 1 である。

ここで、工業補習学校設置からわずか 3 年後に造船徒弟学校へ再編されていることが注目される。このことは、「職工養成機関としての性格を一層強めた」ことに表れているように、補習学校では職工の養成が十分にできない、補習学校では地場産業の期待に沿えないという判断があったのであろう。工業補習学校の改革に手島の講演が影響を与えたかも知れない。

大湊造船徒弟学校は 1928（昭和 3）年に大湊町立工業学校になって学校名から「造船」は消えたが、学科名は「造船科」及び「機械科」となり、「造船」を維持・継続した。造船科はその後の戦前、戦後も引き継がれ伊勢工業高等学校に開設されていたが、2002（平成 14）年に募集停止となった。

2. 大湊造船徒弟学校の諸規程

造船所で働く職工の養成のために、各種の準備が進められた。『七十年史』では、明治 32 年 4 月 1 日に「大湊造船徒弟学校と改称し諸規則を定める」としている。

まず、入学希望者に、造船徒弟学校の意味を理解して貰う為の「入学志願者心得」を決定している。

入学志願者心得

本校ハ他ノ高等ナル実業学校ニ入学セントスル者ニ準備トシテ予備ノ学科ヲ教授スル所ニアラスマタ小学校ニテ学ヒシ学科ヲ補習セシムル所ニモアラス即造船鉄工ニ関スル学科ヲ教授スルト同時ニ是等実地ノ作業ヲモ教授シテ其ノ職ニ関シ枢要ナル智識ヲ有シ且ツ実地ノ技術ニ熟達セル善良ナル職工ヲ養成スル所ニシテ古来我国ニテ職工養成ノ方法トシテ行ヒ来リシ年季徒弟法ヲ改良シ学校トシテ大仕掛ニ多人数ニ対シ同時ニ職業ヲ授ケ其ノ職業ニ必要ナル学芸ヲ教授スルニアリ

本校ハ年齢 12 年以上体格健全学力尋常小学校卒業以上ノ者ハ入学ヲ許ス規定ナレ共成ルヘク年齢 14 年

以上ニ達シ相当学力アルモノ、入学ヲ企望ス相当ノ年齢ニ達シ体格健全ナル者ナラサレハ実科ヲ修ムルニ困難アリ又相当学力アルモノニアラサレハ入学後学科ヲ学フ上ニ困難アリ学科中ニハ小学校ノ教科ニ類似シタルモノアレトモ大ニ其ノ趣キヲ異ニシ総テ工業的ニテ殊ニ専門ノ学科モアレハ之ヲ修ムルニハ相当学力ナケレハ了解ニ苦ム点尠カラス

本校ハ授業料ヲ徴収セス技術実習ニ要スル工具等モ嘱託工場ヨリ貸与セラレ書籍モ或種類ハ学校ヨリ貸与スルヲ以テ修学ニ要スル費用ハ極メテ僅少ナリ今学用品ノ概算ヲ記セハ次ノゴトシ

表1 大湊造船徒弟学校の変遷

年月日	校名の変遷	記事
1896 明治29年5月22日	大湊工業補習学校	文部大臣より設立認可
1899 明治32年4月1日	大湊町立造船徒弟学校（注1）	修業年限3カ年
1901 明治34年5月3日	町立大湊造船徒弟学校	木工科・金工科設置
1902 明治35年4月1日	大湊町立造船徒弟学校	
1928 昭和3年4月13日（注2）	大湊町立工業学校	木工科・金工科を造船科・機械科と改称
1943 昭和18年12月22日	宇治山田市立大湊工業学校	宇治山田市への合併による
1946 昭和21年4月1日	宇治山田市立工業学校	建築科設置
1958 昭和33年4月1日	三重県立伊勢工業高等学校	戦後の総合高校から独立
2002 平成14年4月1日		造船科募集停止

（注1）『七十年史』では「町立」が無い。

（注2）『七十年史』では昭和3年4月12日である。

『法令全書』、三重県立伊勢工業高等学校『七十年史』より作成。

費 目	1 年	2 年	3 年	計
書籍費	円 1.00	円 1.00	円 1.00	円 3.00
筆紙墨	2.40	2.40	2.50	7.30
製図器	1.20	1.50	2.50	5.20
計	4.60	4.90	6.00	15.50

本校嘱託ノ実習工場ニ八年季徒弟ノ契約法ヲ設ケタ

レハ一般入学者ハ右嘱託工場ノ年季徒弟トナリテ学習スルヲ便ナリトス其ノ年季ハ凡六ケ年ニシテ其間食費其他修学費一切ヲ其ノ工場ヨリ支給セラノレルモノナリ

被服ハ職場ニテハ股引、法被若クハ洋服ヲ着用シ、夜間登校スル時ノ服装ハ容儀ヲ乱サ、ル限り各自ノ随意トス要スルニ作業スルニ輕便ニ且ツ質素ニシテ清潔ナレハ如何ナル服装ニテモ差支ナシ

上の「心得」は、造船徒弟学校の意味として、補習学校ではないこと、高等実業学校へ入学する予備学校でもないことを強調し、造船に関する学科と実地の作業を修業する学校であることを宣言している。

そして、修業の方法として、年季徒弟法を改良して職業に必要な学芸を享受することを強調している。特に「修業」について記していないが、「修学」や「学習」を用い、大湊造船徒弟学校の核心が「修業制度」であると言う推測を可能にしている。そのため、基礎学力が重要な事を述べ、年齢 12 年以上で学力は尋常小学校卒業以上の者を入学資格者としている。

徒弟学校生徒は、現実には年季徒弟となる契約をして修業するが、その学習に必要な一部の経費を除き、食費を含めた修学の経費は不要で、工場が負担することを紹介している。

その企業の負担を還元して貰う「年季ハ凡六ケ年」として明記していることも特徴である。ここに、ドイツ等のデュアルシステムが、訓練修了後の就業企業を拘束していないのに対し、日本的な拘束的規則とされていることが分かる⁽⁶⁾。

また、「大湊町立造船徒弟学校生徒心得」なる活版印刷物が、生徒必携物となっていた。その内容は、教育勅語、戊申詔書・生徒心得から成っている。生徒心得を紹介すると次のような内容である。

生 徒 心 得

- | | |
|---|--|
| 1、校内ニ於テハ凡テ教師ノ指揮ニ従フヘシ | ヘシ |
| 1、登校ハ遅クトモ始業ノ 10 分前タルヘシ | 1、校内備付ノ洋燈ニハ待ニ注意シテ猥リニ手ヲ触ルヘカラス |
| 1、病氣其ノ他已ムヲ得サル事故ニヨリ欠席セントスルトキハ其ノ旨学校ニ届出ヅヘシ | 1、物品ハ自他所有ノ別ナク常ニ其ノ取扱ヲ丁寧ニシ破損或ハ紛失セシムル等ノコトアルヘカラス |
| 1、校内ハ勿論学校往返ノ途中ハ特ニ静肅ヲ旨トシ喧騒ノ行為アルヘカラス | 1、猥リニ金銭物品ノ賃借ヲナスヘカラス |
| 1、始業ノ合図アラハ直ニ定席ニ就クヘシ | 1、実習工場ニアリテハ凡テ工場主又ハ職工長ノ指揮ニ従フヘシ |
| 1、受業時ニ遅レシ者ハ教師ノ許可ヲ得テ着席スヘシ | 1、工具ハ勉メテ丁寧ニ取扱ヒ常ニ手入ヲ怠ルヘカラス |
| 1、受業ノ始終ニハ教師ニ敬礼スヘシ | 1、就業中ハ猥リニ放歌談笑等ヲナスヘカラス |
| 1、受業ニ入用ナキ物品ハ教室ニ携帯スヘカラス | 1、就業中ハ特ニ誠実ヲ旨トシ輕佻浮薄ノ行動アルヘカラス |
| 1、受業中ハ余念ナク教課ニ注意シ決シテ雑談傍觀等ナスヘカラス | 1、就業中猥リニ指定セラレタル場所ヲ離ルヘカラス |
| 1、受業中発言又ハ離席セントスルトキハ挙手シテ教師ノ許可ヲ受クヘシ | 1、前各項ノ外各自所属工場所定ノ服務規程ヲ遵守シ苟クモ違背スヘカラス |
| 1、発言応答ニハ言語ヲ明確ニスヘシ | |
| 1、来觀者ノ教室ニ入ル時ハ教師ノ指図ニ従ヒ敬礼ス | |

戦前の時代を考えれば、受講態度まで細かく規定されているこのような生徒への拘束的規則は一般的だったのであろうか。徒弟学校の生徒と言うだけでなく、企業の徒弟であるための義務でもあるのだらう。

特に、重要な雇用契約については「八年季徒弟ノ契約法ヲ設ケ」、「其ノ年季ハ凡六ケ年」としている。佐藤等(1962)が秋田市工業徒弟学校は「教育要旨」で年季徒弟制を批判して運営していたと紹介したように、徒弟学校では反年季が一般的だった下で、年季制を徒弟学校の方針として明記していたのである。ただ、次の「学則」では「3 個年トス」と規定し、企業における雇用年限と徒弟学校の修業年限とは区別していた。

そして、「生徒心得」の後半は、「職工長ノ指揮ニ従フヘシ」としているように、工場における「年季

徒弟」の心得のような内容になっていることが特徴である。実習が就業となっている企業への学校側の配慮だとも言えるし、職工養成の目的を考慮すればこのような方針を生徒に理解させる必要性和、学校側の責務を表明していたとも言えよう。

また、大湊造船徒弟学校の「学則」は次のように定められた。

大湊造船徒弟学校学則

第 1 章 目 的

第 1 条 本校ハ造船ニ関スル職工タルニ必要ナル教科ヲ授クル所トス

第 2 章 教科、修業年限、毎週教授時数、教科課程

第 2 条 本校ノ教科ハ修身、国語、算術幾何、理科、図画、英語、材料、製作、並ニ実習トス但学科ハ修身ノ外一科目若クハ数科目ヲ随意科トスルコトアルヘシ

第 3 条 実習ハ本校指定ノ工場ニ於テ木工若クハ金工ノ一ニツキ専修セシム

第 4 条 修業年限ハ 3 個年トス

第 5 条 授業日数ハ 1 学年 220 日以上トシ学科ノ教授時間ハ毎週 18 時トス其ノ授業ノ始終ハ日ノ長短ニヨリ午後 6 時ヨリ同 10 時迄ノ間ニ於テ適宜之ヲ定ム但シ実習作業ノ都合スハ季節ニヨリ毎週 12 時迄ニ短縮スルコトアルヘシ

第 6 条 各教科ノ毎週教授時数及ビ其ノ程度別表ノ如シ

第 3 章 学年、学期、休業

第 7 条 学年ハ毎年 4 月 1 日ニ始リ翌年 3 月 31 日ニ終ル

第 8 条 学年ヲ分チテ 3 学期トス

第 1 学期 自 4 月 1 日至 7 月 20 日

第 2 学期 自 9 月 16 日至 12 月 14 日

第 3 学期 自 1 月 11 日至 3 月 24 日

第 9 条 休業日次ノ如シ

日 曜 日 大祭祝日 氏神祭 本校設立記念日

夏期休業 自 7 月 21 日至 9 月 15 日

冬期休業 自 12 月 25 日至翌年 1 月 10 日

学年末休業 1 週間

第 10 条 学校長ハ実習作業ノ都合若クハ季節ノ如何ニヨリテ一週日間以内学科ノ臨時休業ヲナスコトヲ得

第 4 章 生徒定員、入退学

第 11 条 生徒定員ヲ 120 名トス

第 12 条 生徒入学ノ期ハ毎学年ノ始メトス但生徒ニ欠員アルトキハ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第 13 条 本校ニ入学ヲ許可スル者ハ男子ニシテ次ノ各項ニ該当スルモノタルヘシ

1、品行善良、身体健全ナル者

2、造船ニ関スル職工トナルヘキ志望確実ナル者

3、年齢 12 年以上ニシテ尋常小学校卒業以上若クハ本校長ニ於テ之ト同一ノ学力ヲ有スルト認メタル者

第 14 条 入学志願者ハ入学願（第 1 号書式）及履歴書（第 2 号書式）ヲ学校長ニ差出スヘシ

第 15 条 生徒保証人ハ成年ニシテ当町ニ居住シ生徒ノ保護監督ニ堪フル者タルヘシ

第 16 条 疾病其他止ムヲ得サル事故ニヨリテ退学セントスルトキハ其事由ヲ詳記シ保証人連署ヲ以テ退学願ヲ学校長ニ差出スヘシ

第 17 条 疾病又ハ其他ノ事故ニヨリテ成業ノ見込ナシト認定シタル者若クハ正当ノ理由ナクシテ引続 1 ヶ月以上欠席シタル者ハ除名スルコトアルヘシ

第 5 章 試験、卒業、補習科、其他

第 18 条 試験ハ分チテ学期試験及学年試験ノ二種トス学期試験ハ第 1 学期第 2 学期ノ終リニ於テ之ヲ行ヒ学年試験ハ学年末ニ之ヲ行フ教科ノ性質ニヨリ試験ヲ行ハズ平素点ヲ以テ之ニ代フルコトアルヘシ

第 19 条 各学期末ノ評点ハ試験点ニ平素点ノ平均シタルモノヲ加ヘ之ヲ二分シテ定メ第 1 学期末第 2 学期末得点ノ平均数ニ第 3 学期末得点ヲ加ヘテ二分シタルモノヲ以テ学年末ノ評点トス

第 20 条 試験ノ評点ハ 100 ヲ満点トシ各学科ノ評点 50 以上実科ノ評点 60 以上ヲ以テ合格トス

第 21 条 疾病若クハ正当ノ理由ニヨリ学年試験ニ欠席シタル者ニシテ 4 月 10 日迄ニ願出テシ者ハ特ニ詮議シテ試験ヲ行フコトアルヘシ

第 22 条 本校第 1 学年第 2 学年ノ課程ヲ履終シタル者ニハ修業証書（第 3 号書式）書式ヲ附与シ第 3 学年ノ課程ヲ修了シタル者ニハ卒業証言（第 4 号書式）ヲ授与ス

第 23 条 本校ハ生徒在学中ノ品行ヲ考查シ善良ナリト認メシモノニハ証明書（第 5 号書式）ヲ授与ス

第 24 条 卒業生ニシテ更ニ本校ニ於テ既修ノ学科ヲ補習セントスル者アルトキハ 2 個年以内補習生トシテ在校ヲ許スコトアルヘシ

第 25 条 前条ニヨリ補習生トシテ在学シタル者ニハ補

田中 大湊造船徒弟学校における修業制度の創設と無視

習証書（第6号書式）ヲ授与ス

第26条 本校生徒ニシテ校規若クハ命令等ニ違背シタルトキハ其情状ノ輕重ニヨリ之ヲ罰ス罰科ハ譴責、停学、放校ノ三種トス

第27条 本校ニ商議員若干名ヲ置キ本校ニ関スル重要ノ事項ヲ商議セシム其ノ商議員ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第28条 本校ハ授業料ヲ徴収セズ

教 科 課 程 表 (明治38年)						
科 目	第 1 学 年		第 2 学 年		第 3 学 年	
	時数	課 程	時数	課 程	時数	課 程
修 身	1	職工道德ノ要旨	1	同 上	1	同 上
国 語	4	漢字交り文日用文	3	同 上		
算 術	5	四則、諸等数、小数、分数	4	比例、百分算求積ノ初步	4	開平、開立、求積平面幾何
理 科	2	物理化学上ノ現象工業上適切ナル機械ノ構造作用	2	同 上	2	応用力学
図 画	4	自在画 用器画	5	同 上	9	造船並ニ機械製図
英 語	1	羅馬字綴	1	造船並ニ機械ニ関スル名称等		
製 作			1	木船構造法ノ大意	2	木船、鉄、鋼鉄、木鉄交、造船大意現図場ノ仕事
材 料	1	造船用材料	1	同 上		
実 習	無定時	造船並ニ其ノ附属具製作	同	同 上	同	同 上
学 科 合 計 1 8 時						

教 科 課 程 表 (明治43年)						
科 目	第 1 学 年		第 2 学 年		第 3 学 年	
	時数	課 程	時数	課 程	時数	課 程
修 身	1	人倫道德ノ要旨、職工ノ心得	1	同 上	1	同 上
材 料	1	造船材料	1	造船材料強弱		
製作法		造船学ノ大意	1	同 上	3	同 上
製 図					9	造船製図機械製図
図 画	3	自在画、用器画	6	同 上		
数 学	6	算 術	3	算術、幾何ノ初步	3	同 上
理 科	3	物 理 化 学	2	同 上	1	同 上
国 語	4	講 読、作 文	4	同 上	1	同 上
英 語		羅 馬 字 綴		造船並ニ機械ニ関スル用語		
計	18		18		18	
実 習	無定時	木 船 構 造 機 械 製 作	無定時	同 上	無定時	同 上

上のような、教科課程表が一種であったということは学科が木工科と金工科で共通だったと思われる。ただ、教科の中で「造船並ニ機械…」等の異質な内容の教科はコース別に分かれての講義であることが推測される。また、上の表で「同上」とあるのは表の「同左」の意であろう。

ここで、「徒弟学校規程」と「大湊造船徒弟学校学則」を対比すると以下の特色がある。

まず、「規程」では第13条に「教育ニ経歴アル者」のように「教育」があるが、大湊造船徒弟学校の諸規程には「教育」は使われていず、特に「修学」、「学習」が頻繁に使われていることが特徴である。

当然だが、「規程」では一般的な「職工タルニ必要ナ教科ヲ授クル」が「学則」では「造船ニ開スル職工タルニ必要ナ教科ヲ授クル」と明示し造船職工養成機関としての目的を明確にしている。

その教科は「修身、算術、幾何、物理、化学、図画及職業ニ直接ノ関係アル諸科目並実習トス」としてのものを、さらに「英語、材料、製作」を増科している。特に英語は修了生の回顧にも記されるが重視したようである。しかも、重要なことは「規程」は「実習ハ設備上又ハ其ノ他ノ関係ニ依リ学校ニ於テ教授スルニ不便ナル職業ニ限リ之ヲ欠クコトヲ得」と削除を認めているが、「学則」は「実習ハ本校指定ノ工場ニ於テ木工若クハ金工ノ一ニツキ専修セシム」と規定して、その重要性を示している。実習による修業が大湊造船徒弟学校の核心であることを考えれば、上の「学則」は必然的である。

その教科の時間数を「規程」では明記していないが、「学則」では別表の時間割の如く、週18時間を規定している。学科は夜間の講義であり、日に3時間と言うことになる。その時間割で1905（明治38）年度と1910（明治43）年度とを比較すると、「図画」は「図画」と「製図」に分化している。

入学資格としては「年齢十二年以上及尋常小学校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ但尋常小学校卒業ノ者ニアラサルモ特ニ学校長ノ許可ヲ得テ入学スルコトヲ得」を、「年齢12年以上ニシテ尋常小学校卒業以上若クハ本校長ニ於テ之ト同一ノ学力有スルト認メタル者」として、「入学志願者心得」でも学力を要求していたが、尋常小学校卒業以上の学力を求めていることである。

その入学資格についての第13条で工場主の推薦がないことに疑問を感じるが、大湊造船徒弟学校が地元造船界との一体的設立であることを考えると、規定化する必要がなかったのであろう。

修業年限は「規程」では「六箇月以上四箇年以下」であるが、「学則」では「3箇年」としている。

なお、「規程」では「男女ヲ混同スルコトヲ得ス」としているが、造船徒弟学校の故、男子に限定している。

特に、「徒弟学校規程」には規定されていない試験について極めて厳しい条項を定めている。1 章を設けて評点の方法、評価の方法を明記している。これは、企業の労働が実習であるという「修業制度」の故に企業にも報告する必要がある、必要な制度であろう。なかでも、実科が学科より合格点が高く規定されていることは注目される。そして、その評価により、第 1、第 2 学年の修了時には「修業証書」を授与するとしていることが特徴である。1 年間の成果を確認させる意味として重要な方法であった。本稿にて「修業制度」を用いているゆえんである。

なお、市川造船所が遺した「旧市川造船所関係資料」⁽⁷⁾に、明治 22 年に制定されている「海軍造船工学校官制」等を手書き複写した『海軍造船工学校官制及條例』が含まれている。このことから「学則」はわが国で最初に現場作業を実習として体系化させた海軍工廠のカリキュラムを参考にした可能性がある⁽⁸⁾。

そして「学則」は最後に、「志願者心得」にあったように、授業料を徴収しないことを明記している。

また、教員についての規定が「学則」に記されていないのは、生徒用の「学則」の故であろう。『七十年史』に職員として紹介されている最初の明治 37 年度を右に紹介する。初代校長には市川造船所の社長であり大湊工業補習学校の校長であった市川竹次郎が引き続き就いている。市川は、1896（明治 29）年に工業補習学校が設立され、開校式を行う直前に校長に教諭兼務で任命されている。ただ、1904（明治 37）年に日露戦争により応召され、休職となっている。

明治37年度

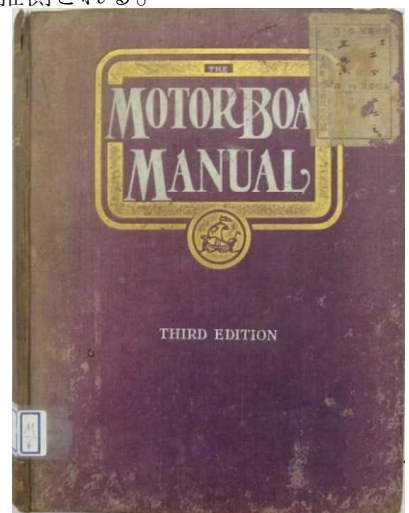
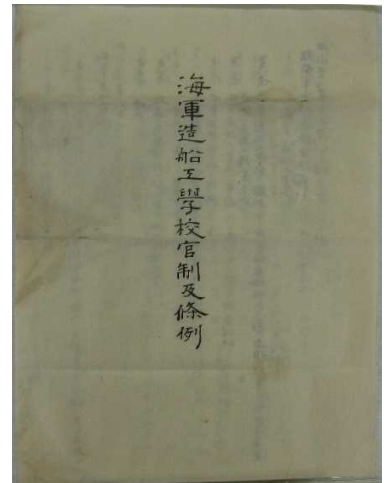
職 名	受持学科	一週受持時数	学 歴	俸給	氏 名	年 齢
校 長 事 務 取 扱 学 校 医 嘱 託					山中 崔十	47.6
助 教 諭	算術幾何	1 2	三重県尋常師範学校卒業	25円	木平 信樹	31.11
全	図 画	9	東京工手学校卒業	20円	松崎藤三郎	30.3
全	修 身	3	三重県師範学校卒業	12円	鳥羽初太郎	38.7
全	理科図画	7	全	12円	万木 保郎	26.5
全	国 語	7	全	12円	稻田 國松	24.4
助教諭心得	図画理科	6	三重県師範学校簡易科卒業	10円	森岡 亀石	23.3
教 員 雇	製作材料	7	東京工手学校卒業	15円	松崎 熊吉	22.1
全	実 習		造船業ヲ修メシ者	10円	松崎 鉄蔵	37.5
全	英 語	6	三重県立第四中学校卒業	7円	小川 忠	19.1
校 長 兼 教 諭		(休職)	東京高等工業学校卒業	35円	市川竹次郎	29.5

実習担当者は明治 1904（明治 37）年度には一名が記されているが、1909（明治 41）年度からは担当が記されていない。基本的に実習は 4 箇所の事業所に委嘱しているのであり、その職場の「造船業ヲ修メシ者」が担当するのは当然であり、職場に任せることにしていたことが推測される。

この大湊造船徒弟学校の職員の構想も、「海軍造船工学校官制」第 3 条で「教官」として「造船部員ヲ以テ之ニ充ツ」としていた規定を参考にしたのであろう。

なお、三年生の時に工業学校になった浜田沖三は「製図、英語専門学は菊川鉄工所及大湊町の各造船所勤務の大学及び専門学校卒の方々が、担当して教えて下さった。」と寄稿しているように、「徒弟学校規程」には無い英語を「学則」で規定し、明治 43 年の教課課程に記していたように、大湊造船徒弟学校は初期から英語を重視していた。「旧市川造船所関係資料」に大湊造船徒弟学校の図書として今日も再版されている『THE MOTORBOAT MANUAL』が含まれていたが、担当教師はこのような文献を参考にして講義していたと推測される。

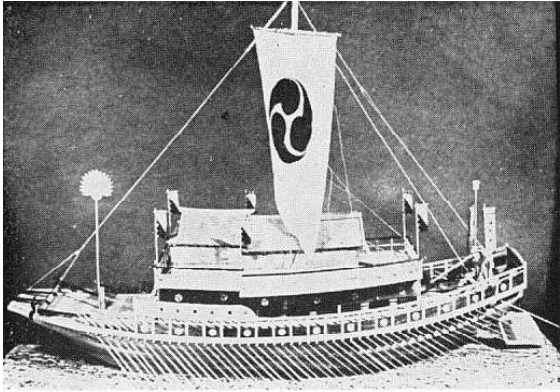
大湊造船徒弟学校の教員の優秀性については、極めて困難な日本丸模型製作を指示され、完成させたことが示している。『七十年史』に次



のような日本丸模型製作に関して記されていることから理解出来る。

日本丸模型製作

豊臣秀吉が朝鮮戦争に用いた日本丸については…大正7年、三重県からの命により、大湊造船徒弟学校では日本丸の模型を製作して、当時進水式を終えたばかりの戦艦伊勢に寄贈した。校長山中崔十主幹の下に、



日本丸の模型

職員松崎弥三郎が製図主任、実習囑託工場市川造船所の松崎幸三郎が製作主任、大正6年卒業生松崎康二らが製作助手として、1年2ヶ月の日数と、800余円の費用を要して作られた。大正7年5月27日、期せずして

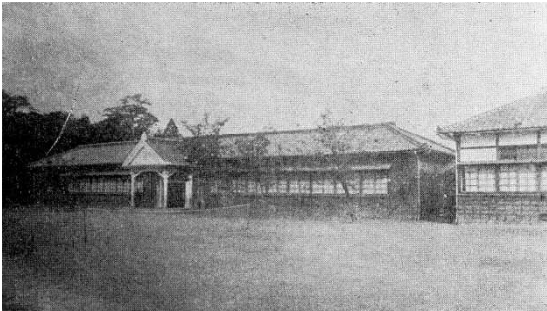
日本丸の模型製作には大湊造船徒弟学校の卒業生が助手として任用されているが、生徒はかかわっていないようであり、図面も無くかなり高度な技能・技術が必要であったことが窺われる。地域名の軍艦の艦長室に同じ地域で製作した優れた模型が展示されていることに、教員のみでなく、生徒達の自負心を高めたことが推測される。

以上のような体制によって「修業制度」が展開されたのである。

3. 大湊造船徒弟学校の実情

「徒弟学校規程」では、徒弟学校は小学校に附設でき、「校舎及備品ヲ使用セシムルコトヲ得」るのであったが、大湊造船徒弟学校はどうであったろうか。

大湊造船徒弟学校は1998(明治31)年の工業補習学校時に既に校舎の改築竣工を果たしており、2001(明治34)年には文部省より実習工場建設費補助として350円、県より500円を受け、徒弟学校となった。そして、2005(明治38)年には次のような配



明治40年11月4日製図教室増築(右端)

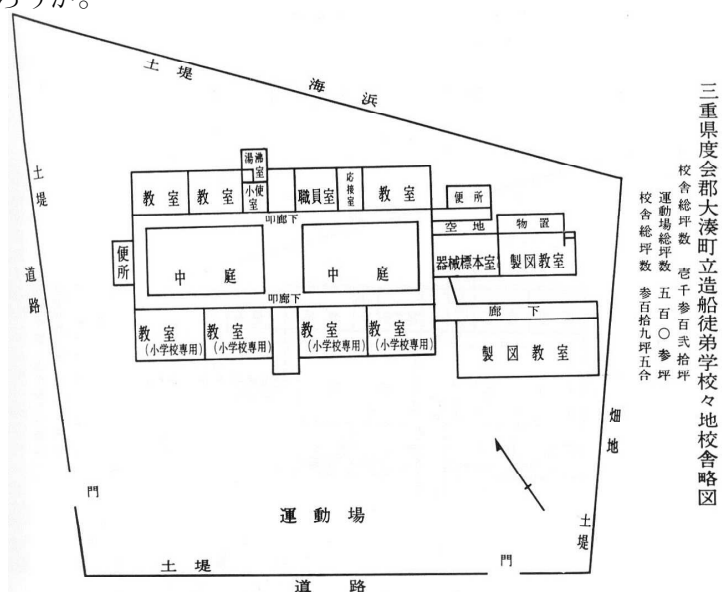
軍事記念日に竣工した。同月29日、呉軍港に碇泊中の戦艦伊勢に納められ、艦長室に飾られた。

この製作は可也困難を極めたようで、生徒はかかわっていないようだが、大湊造船徒弟学校の実力を世間に広めるに大いに役立ったと思われる。

(中略)

模型の工作と構造

模型は実物大の本艦を建造するのと同じ構造で製作してある。例えば障子一つ造るにも小骨にまで枘を造り棧に穴を窄けて組立て、ある如き実に馬鹿丁寧なことがしてある。唯外板は船首尾に亘る中間に於て他に継目がある筈であるが、模型外板の棚板は夫々一枚板を使用して継目は省略してあるが之れだけは例外である。兎に角斯様な精細な細工には特殊の道具が必要で、其の道具は道具屋も作り得ないから、船匠自ら工夫製造したのである。釘の如きものも船匠の手に成ったものが可なりある。却々苦心が払われているのである。船匠の外鍛冶、塗工、鋼工、染工、経師、画師等が関与して居るので、本模型は正に此等の人々の総合芸術品であると謂うべきであろう。

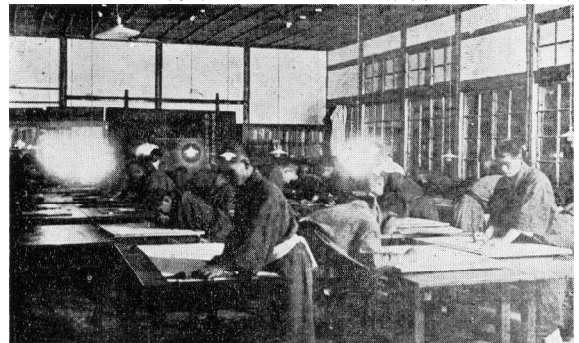


三重県度会郡大湊町立造船徒弟学校々地校舎略図
校舎総坪数 五千三百五拾坪
運動場総坪数 五百〇参坪
校舎総坪数 参百拾九坪五合

置図と写真が示すような設備を備えていた。校地校舎略図によると、校舎の右側に製図室が増設されていることが分かる。1898（明治 31）年に新築なった校舎は前ページの写真である。

このような校舎を持つ徒弟学校は「徒弟学校規程」の「尋常小学校又ハ高等小学校…ヲ使用セシムルコトヲ得」という規定から考えると、多くは無いのではなかろうか。その背景には、地元産業界と地域社会の支援が有り、また、国、県、町からの補助金があったから可能だったと言えよう。

さきに、「製図」が分化したと紹介したが、これは写真に見るように、製図室の完成とかかわると思われる。座学は夜間であるため、小学校の教室の間借りでも可能であったが、製図はやはり小学校の設備では困難である。その製図作業の状況が写真から分かる。戦前、企業や職業訓練所では製図を立てて行っていたようだが、その一般的な方法を大湊造船徒弟学校でも採用していたことがわかる。製図が教科に設定された年度を経て徒弟学校での講義も専門化していることが分かる。



製 図

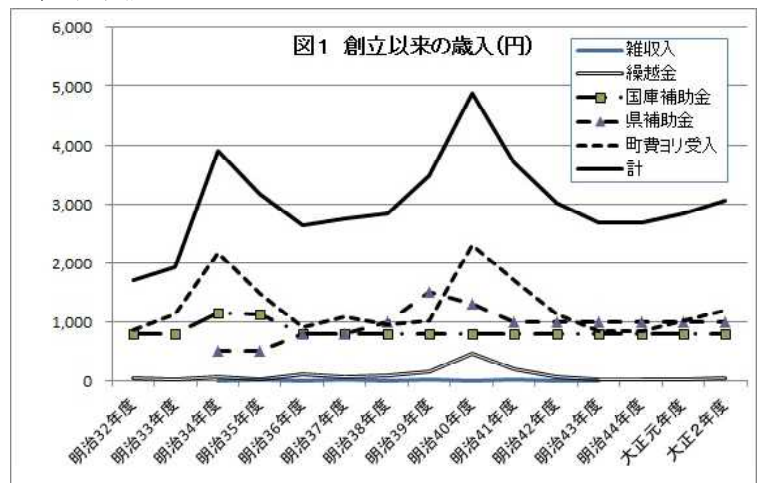
講義に用いる教科書として『七十年史』によると、明治 35 年に学校で製作すべき船舶模型の参考として、東京帝国大学工科大学より船図を借入れ謄写している。また、同年には文部省より工業学校機械製図教授要目を下付されている。このことは、大湊造船徒弟学校の教育訓練内容が工業学校と遜色なかったことが窺われる。そして、翌 36 年に生徒用教科書を改正しているが、詳細は不明である。

このような施設・設備費の収支はどのようなであっただろうか。大湊造船徒弟学校の「歳入」では明治 34・35 年度に国庫補助金の「臨時費」があり、同年に町費より他年度に比して多額の「受入」がある。歳入の町費、県費、国費は均衡しているが、最大は「町費」であり、校名による町立の意義が保たれている。国費は基本的に 800 円だが、明治 34・35 年度に 350 円、340 円の臨時費が受け入れられている。県補助金は明治 34 年度からであり、500 円、800 円、1000 円と上がり、特に明治 39 年度と 40 年度に 1500 円、1300 円となっている。

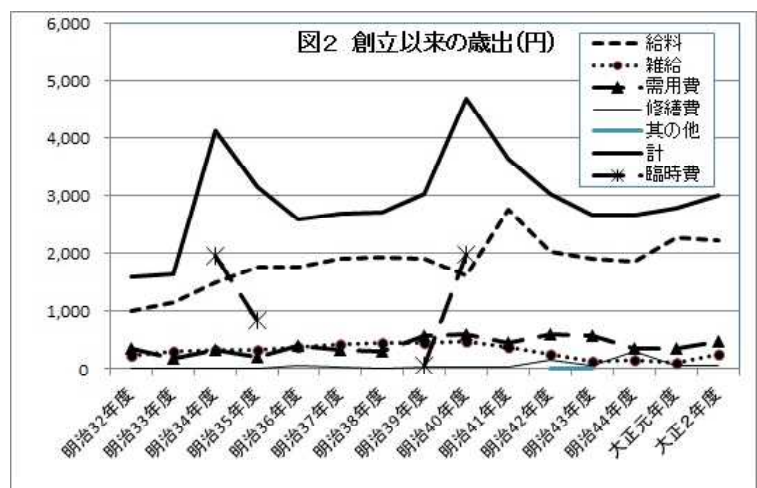
同じく「創立以来ノ歳出決算」経費は図 2 のようになっている。主要な歳出は給料であり、全体の約 7 割前後を占めている。この間の歳出の増加分の多くは給与であることが分かる。明治 34・35 年度、及び 39・40 年度に「臨時費」が出ているのは校舎、製図室の増築費であろう。

なお、学校設備なのかは不明だが、実習工場の大湊造船所の福祉施設と思われる生徒寄宿舎が明治 37 年に設置されている。

ところで、文部省実業学務局は手島精一が明治 25 年教育時論第 24 巻に掲載した「徒弟教育施設に関する意見書」を『実業教育五十年史』に転載している。同論で手島は、その経費と実習について次のように記している。



「創立以来ノ歳入決算」は図 1 である（『七十年史』）。なお、「歳入」では明治 34・35 年度に国庫補助金の「臨時費」があり、同年に町費より他年度に比して多額の「受入」がある。歳入の町費、県費、国費は均衡しているが、最大は「町費」であり、校名による町立の意義が保たれている。国費は基本的に 800 円だが、明治 34・35 年度に 350 円、340 円の臨時費が受け入れられている。県補助金は明治 34 年度からであり、500 円、800 円、1000 円と上がり、特に明治 39 年度と 40 年度に 1500 円、1300 円となっている。



徒弟学校の経費は通常の小学校に比すれば多額を要するものなり。今仮に木工金工を併置するものとし、各其生徒を六十人として其創立費、並に一ケ年経費を左に掲ぐ

一金四千五百圓

徒弟学校創立費

内 譚

金千六百圓、教室工場等建物百六十坪。金四百圓、教室用器具・器械・圖書・其他雑用品。金八百圓、木工工場用器械。金二百圓、鋸工場用器械。金二百圓、鍛工・銅工場用器械。金千三百圓、仕上場用器械。

なお、手島は「資力甚裕なら」ぬ県でも最低「一の工場を設く」とも記していたように、実習を重視していたと言える。

大湊造船徒弟学校は木工科と金工科の2科であり、給与を除き1899（明治32）年最初の経費は667円であり、教室は既に設置されていたので400円（実習場費を無視して）を差し引いても手島の提言の1/6弱で開校していることが分かる。経費の大半は実習にかかるが、設備費に関係ないので、差額の大半は企業が負担していると考えられる。このように、大湊造船徒弟学校の方式に改善すべき要点はあるとはしても、企業での実習は経費の面でも有効な方法だと言えよう。

4. 地元造船所との修業制度（日本的デュアルシステム）の内容

「大湊造船徒弟学校学則」の第3条に「実習ハ本校指定ノ工場ニ於テ木工若クハ金工ノ一ニツキ専修セシム」とあったように、指定工場が囑託された。その企業は当初、市川造船所、松崎造船所、吉川造船所、菊川鉄工所及び楠木鉄工所であった。また、大湊造船所が1903（明治36）年に追加されたが、40年に囑託から解かれている（『七十年史』「沿革」）。これらの工場で実習＝見習いが実施されたことになる。

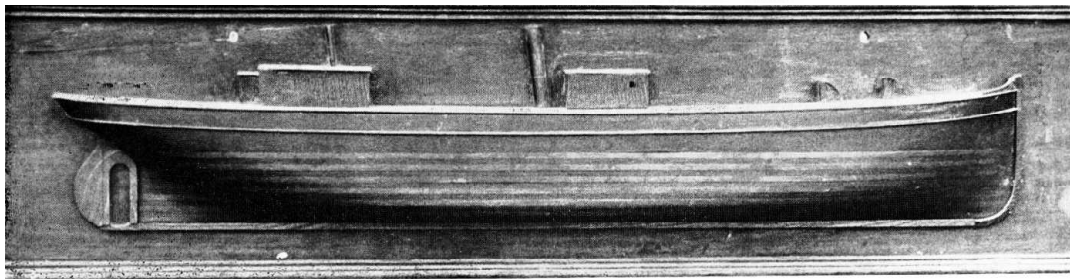
ところで、学校を卒業した若者が直ちに実践的な作業が出来るわけではない。故に、見習いであり、材料の種類、道具の扱いや作業の手順等のために基礎的技能を修得しなければならない。そのための実習課題と思われるのが、彫刻や模型製作である。それらの作品としては『七十年史』に次のような写真が紹



生徒作品（彫刻）



生徒作品（彫刻）



端 艇 模 型

介されている。このような作品からも分かるように、実習を企業で行うとしても、基礎的な訓練を看過することはないと言える。ただ、金工科の作品が紹介されていないのは残念である。

これらの彫刻制作を何時間で完成するのか等の課題は不明であるが、それぞれが良い作品だと思われる。また、実習作業の一端を、『七十年史』の「沿革」からピックアップすると次のようである。

明治35年：船体模型製作費補助として、文部省より340円を公布される。

明治36年：第5回内国勸業博覧会へ出品の汽船模型に対し褒状を下付される。

明治38年：天皇の皇大神社参拝に際し、成績品数十点を展覧に供したところ、生徒作品、汽船模型、和船模型の3点が成績優秀のため御手許に留めおかれるこ

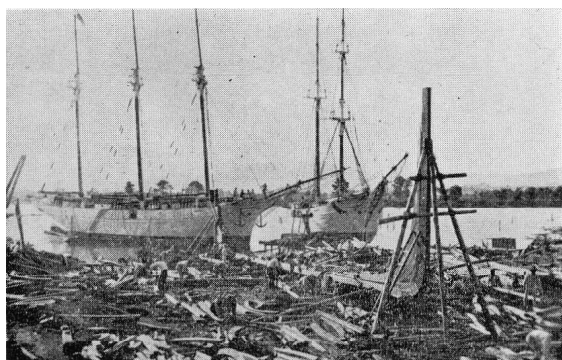
とになる。

明治40年：三重県主催全国教育品共進会へ出品した汽船模型に対し、一等賞金牌を授与される。

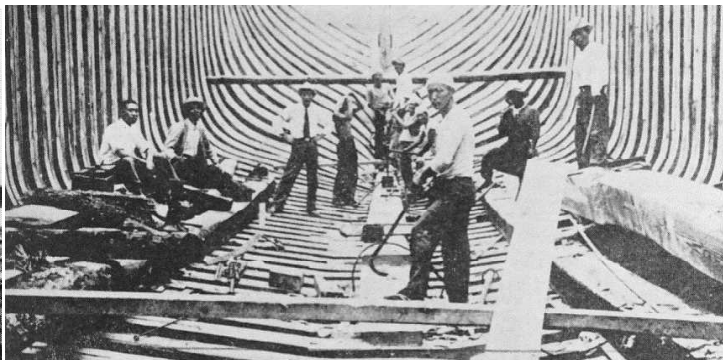
大正4年：秩父宮・高松宮の伊勢神宮参拝に際し、生徒作品ボート模型を台覧に供したところ御気に召したので献上した。

上の紹介を見るだけでも、それらの作品が極めて優れていたこと、つまり、大湊造船徒弟学校の生徒の優秀さが窺われる。

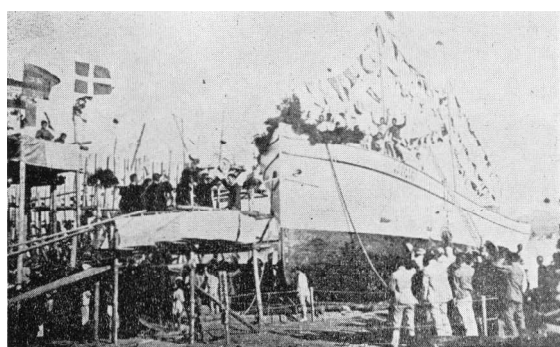
また、造船所等での実習の内容を明確に知る資料は明らかではないが、以下の実習工場とその実習作業情景から OJT 方式で行われていたことが推測される。「学則」の「年季徒弟」の言葉からも、仕事をしながら、仕事を修得したことと思われる。なお、次の 2 葉目の市川造船所の実習作業の写真は、工業学校になってからのようだが、後に紹介するように徒弟学校時代においても大差は無いと考えられる。実習作業の手前は職人であろう。奥の方に写っているのが生徒ではなかろうか。



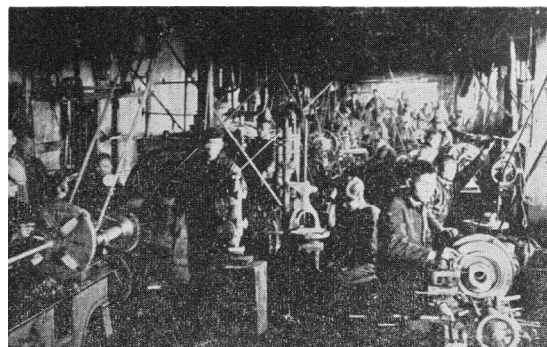
実習工場市川造船所



造船科実習作業（市川造船所）



実習工場大湊造船所（オットロール船進水）



実習工場菊川鉄工所

実習作業の指導者は先に紹介した 1904（明治 37）年度の職員として「造船業ヲ修メシ者」とし、1905（明治 38）年度は「教員雇」としていたように各企業現場に委嘱された職長等であることが推測される。

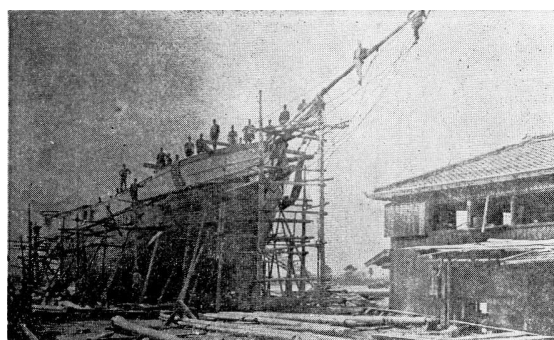
以上のような実習の方策が「修業制度」の中核的な内容だった。

既に理解される通り、大湊造船徒弟学校の生徒は同時に各企業の幼年工であった。否、「修業制度」から言えば逆に各企業の幼年工が大湊造船徒弟学校の生徒であった、というのが正しいのかも知れない。

その幼年工は、一般の職工とは異なった特別の給与または手当の処遇を受けていたはずである。幼年職工の処遇はどのようになっていたのだろうか。

見習工への支給は「手当」であり、給与ではないが、給与と考えるのが一般的だろう。後に詳述するが、大湊町立工業学校卒業生の白木重勝は座談会で、「職工の平均賃金が 1 日 1 円、徒弟は 1 日 10 銭で 10 分の 1 だった。今から考えると、工場は徒弟で儲けた！！（笑い）」と述べている。卒業生の上の述懐には、安い賃金で、工場を支えたという自負と自信が表れているといえよう。勿論、賃金だけが問題ではなく、学費は無料で造船技術を修得し、自立できるということも受講生にとってメリットであった。大湊造船徒弟学校の修了生も同じであっただろう。幼年工が困苦に耐えるのはその点にあったはずである。

幼年工の手当をより詳しく知る一端として旧市川造船所の資料に『幼年職工進給表』（B5 版）がある。

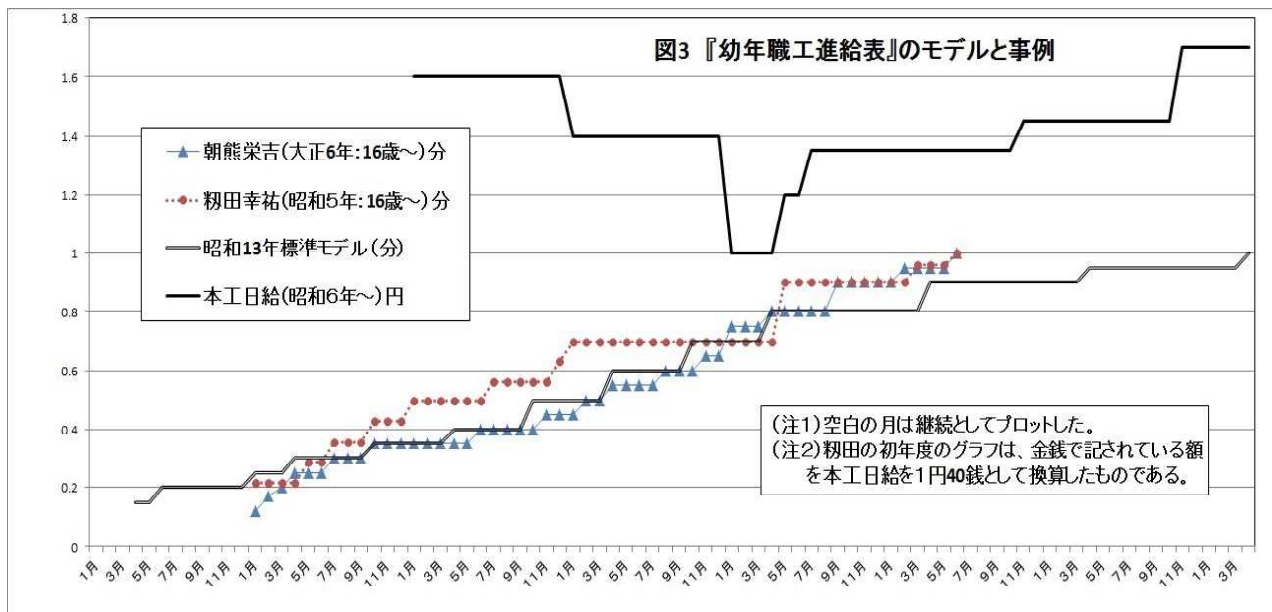
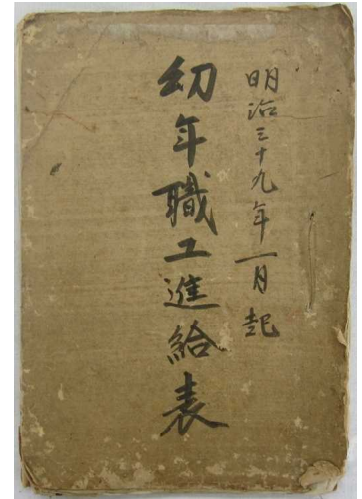


実習工場松崎造船所

表紙に見るように進給表は「明治 39 年 1 月起」となっているが、1905（明治 38）年から 1943（昭和 18）年までの幼年工の給与が個人別に記録されている。扉には「見習大工職日給進給表（日給ノ割合）昭和拾参年六月二十八日決定シ即時実行ス」と記されたグラフが綴じられている。これによると幼年工の給与は 1.5 分から始まり第一年目の終わりは 3 分となり、7 年で 10 分を支給することになっている⁽⁹⁾。

初期の手当は個人別・月別の歩合（時に金額）が記録されている。昭和 7 年度によると、幼年工が一年生の間は手当を二ヶ月ごとに上げるという方式を行っていた。次第に、個人別ではなく、同年齢の者は同期として扱うようにしたようである。

進給表標準モデルに大正期の朝熊栄吉と昭和初期の舩田幸祐の事例、及び明記されている本工の日給を追加したグラフが図 3 である。このような賃金（手当）の進給は、職業能力（労働価値）の進給を表しているはずであり、それは労務管理の立場とも一致するものであろう。



このような手当（給与）の進給制度を定めることによって、幼年工＝大湊造船徒弟学校の生徒達のインセンティブを高める励みになっていたことであろう。『進給表』に記されている幼年工の年齢は、15 歳から 20 歳である。例外的に 20 歳を過ぎた者も記されているが、給与の支払い状況をみると新規採用者のようである。

なお、同じ大湊でも企業による手当の差があったようである。前記座談会で、白木の発言の前に、市川造船所勤務だった舩田幸祐は「日当が 25 銭から 30 銭位でしたか。」と発言しているように、市川造船所の給与は高い相場だったようだ。

ところで、当時の賃金は大湊では日当 45 銭以上 70 ～ 80 銭で、大阪、東京などから出かせぎの者の中には日当 1 円以上の者もいたという。大湊で熟練労働者が求められていた、ということであろう。

5. 生徒の状況と修了生の評価

大湊造船徒弟学校の生徒としてはどのような若者が受講して、卒業生の状況はどうだったのであろうか。それらの状況について『三重県教育史』では次のように説明している。

大湊造船徒弟学校生徒の状況

生徒数について見ると、第二三七表のように一九〇四年まで入学者は毎年しだいに増加し、四〇人台まで

になったが、修業者、卒業者は少なく、また、在籍者に対し修業者の比率は一九〇〇年度二一％であった。昼間は造船工場、鉄工所などに勤務し、毎夜三時間の

第237表 大湊工業補習、造船徒弟学校生徒数の推移

	1897	1899	1900	1902	1904
入 学 者		(73)	20	49	42
1 年 在 籍 (修業者)		22	33	51	52
2 年 在 籍 (修業者)		26	27	22	25
3 年 在 籍 (修業者)		25	27	15	18
在 籍 者 計 (修業者計)	133	73	87 (19)	88 (46)	95
中 退 卒 業			27 8	7 12	33 12
修業者の比率			$\frac{19}{87}=0.21$	$\frac{46}{88}=0.52$	

注 1. 在籍者は各年度末。
2. 各年度『三重県学事年報』より作成。

夜学を受けるので、体力と忍耐力・努力が必要で、修学の困難性が想像される。また中退者については「本校生徒ノ比較上半途退学者多キハ相当ノ賃金ヲ得テ家庭ノ生活ヲ補助セザルベカラサル者多キニ依ル」(『三重県第二十一学事年報』)という気の毒な家庭事情に起因するとし、「是等退学者ヲ防止スル方法ニ就キテハ目下講究中」といった状況であった。

入学者の入学前の学歴を見ると、第二三八表のよう

第238表 大湊造船徒弟学校入学者の従前の教育(入学前の学歴)

学 歴 別	1896	1902	1907
高 小 4 年 卒			12
〃 3 年 修了		1	4
〃 2 年 〃	8	1	6
〃 1 年 〃		6	7
尋 常 小 卒	8	37	6
尋卒と同等以上	6	4	
計	22	49	35

に開校当初は尋常小学校卒あるいはそれと同等以上の学力のものが大部分を占めたが、高等小学校二年修了者が増え、一九〇四年度以降は高等小学校卒が三分の一近くになりしだいに高学歴の者が入学した。また生徒の出身地は第二三九表のように夜間学校であるため、大湊在住者が半数を占め、他は度会郡・志摩郡など隣接地の者で、遠隔地の出身者はごくまれであった。

大湊造船徒弟学校の入学者に比べ修業者、卒業者は少なく、在籍者に対し修業者の比率は 1900 年度 21%であった。昼間は造船工場、鉄工所などに勤務し、毎夜三時間の夜学を受けるので、体力と忍耐力・努力が必要で、修学の困難性が想像される。そのように過酷な徒弟見習工になるのは「気の毒な家庭事情」により、学費が無料の企業内訓練を受けることで社会的向上を目指していた若者だ。学科は終業後の夜間であり、今日の夜間定時制高校と同様である。昼間の労働を終えての夜間の学習がいかにつらいかは想像に難くない⁽¹⁰⁾。ただ、修了生は他所でも厚遇を受けており、大湊造船徒弟学校の好評を示している。

なお、しだいに高学歴の者が入学したことは、進学意識が次第に高まる社会にありながら、進学率が向

同校は一八九八年度補習学校としての最初の卒業生

第239表 大湊造船徒弟学校生徒の出身地別(1904年度)

出 身 地	1 年	2 年	3 年	計
大 湊 町	25	13	11	49
度会郡内大湊町外	18	7	4	29
志 摩 郡	7	5	1	13
一 志 郡	0	0	1	1
津 市	0	0	1	1
鈴 鹿 郡	1	0	0	1
三 重 郡	1	0	0	1
愛 知 県	1	0	0	1
東 京 府	1	0	0	1
計	54	25	18	97

一二人を出し、十九〇〇年度より第二四〇表のとおり

卒業生を出したが事業主との年季徒弟契約もあり、卒業後は大半地元造船業・鉄工業に引き続き従事し、卒業生の地元における評判は次のようによかった。

(卒業生ノ) 状況ヲ調査スルニ大半ハ当地ニ於テ造船業ニ従事シ中ニハ東京・大阪・鳥羽其他各所ノ造船場ニ於テ高等ノ賃金ヲ取得スルモノアリ而シテ従来此等職工間ニ行ハルル技術ト秘伝等ト称フル事柄モ本校卒業生ハ既ニ之ヲ会得シ居ルノミナラス製図並ニ専門語ヲ理解スルノ能力ヲ備ヘ且ツ簡単ナル製図ヲナスノ技能ヲ有シ概シテ品行善良ナルコト能ク命令ヲ遵守スルコト及事物ノ注意ノ周密ナル等ニ依リ雇主ノ信用ヲ得厚遇ヲ受クルモノノ如シ

業生ハ既ニ之ヲ会得シ居ルノミナラス製図並ニ専門語ヲ理解スルノ能力ヲ備ヘ且ツ簡単ナル製図ヲナスノ技能ヲ有シ概シテ品行善良ナルコト能ク命令ヲ遵守スルコト及事物ノ注意ノ周密ナル等ニ依リ雇主ノ信用ヲ得厚遇ヲ受クルモノノ如シ

(『三重県第十九学事年報』) [傍点原著書]

第240表

大湊造船徒弟学校卒業生数

年 度	入学者	卒業生
1898	在籍(111)	12
1899	73	0
1900	20	8
1901	17	8
1902	49	12
1903	23	9
1904	42	12
1905		11
1906	44	17
1907	35	13
1908	57	18
1909	25	11
1910		10
1911	38	9
1912	44	9

注1. 各年度『三重県学事年報』及び『三重県統計書』による。
2. 卒業者は本科卒業生のみ。
3. 空欄の個所は不明。

上する社会の下で徒弟学校への入学が継続していることを示しており、大湊造船徒弟学校が地域の子ども達、家庭にも支持されていたを示している。つまり、大湊造船徒弟学校卒業生の地元における評判が良かったことを示している。

大湊造船徒弟学校の教育訓練の実情について次のような卒業生の寄稿文が『七十年史』に紹介されている。

寄稿 北井伊之助(明治44年3月金工科卒)

(前略) 我働きながら学んだ当時では、我国の工業は先進欧米各国に比して、一口に10年も20年も遅れていると兎角言はれていた時代でしたが、幸いな事に当地には私が勤めていた、当時我国の木工機械では屈指のメーカー、菊川鉄工さんあり、造船所では市川さん等、各々斯界では常に業界をリードされていた一流メーカーが存在し、地元産業を興しておりました。又その上立派な地元の方々が、いち早く産業を発展させる根本的な対策として、技術者、技能者の養成を計画され、その教育の実施を計画し実行されていたことは、誠に敬服に堪えない次第でした。(中略)

…私なりに気のついたことを申しますと、先ず第一線で生産に従事し将来幹部たらしとする方々は、自ら高度な技能を身につけようと努力し、絶えず仕事に対して新しい方案を考えて行く人、オートメ工場では機械や装置全般についての技術的知識があり、実行力のある人。いずれの場合でも新しい技術なり、新しい生産方式を知る努力をしている人。真面目で協調性が大事なことは言うまでもないことで、兎と亀を引合に出すなら、矢張り亀のように一步一步自分に与えられた仕事に対して、先に述べたように努力する人が立派な技術者たり得る資格を持つことになります。

思いつくままに書きましたが、始めに申しましたように今後5年先また10年先の技術は、長足の進歩をしながらある面では新しい産業分野の開発も盛んになります。それだけに、現在若い人々のエンジニアとしてバイタリティーを必要とされるわけですが、いたずらに懼れず、いたずらに人真似におちいらず各自それぞれ己を知り将来どの方向に志すか、自分の能力と睨み合わせて一人でも多く大成されることを期待いたします…す。(北井鉄工所社長)

寄稿 坂本伊三郎(大正2年金工科卒)

(前略) 私が大湊造船徒弟学校に入学したのは、明治43年ですから、約56年昔の事です。其頃の大湊は、日本での優秀な木造船の産地として知られて居りました。市川造船所で建造した「おしよろ丸」という船が、白瀬中尉の南極探険に「開南丸」と改名して壮図に上った事も有名な話です。私共在学の頃は、小学校の先

生が夜間学校としての徒弟学校に教鞭を取って居られました。専門科には、それぞれの専門の方が担当して居りました。昔、工学士と云へば今の博士の数より少い時でしたが、工場の技師のそれ等の方が、それに当たっていた。植木先生、万木先生、向井先生、菊川清作先生、市川竹次郎先生等私共の恩師です。菊川先生は後、京部帝大の教授になられ、機械工学で日本に名を成された方です。

山中崔十氏。徒弟学校創立の恩人です。医者であり政治家の氏は土地の為に一身を捧げた人とも云へましょう。私共生徒に訓辞して曰く、「徒弟学校は諸君に、技師になったり、工場主になって貰ふためにあるのではない、諸君が図を読める人に話が出来る人になって貰ふために出来たものである」と此様な事をよく聞かされました。併し私の先輩後輩には大工場を持たれたり、立派な会社の重役になったりした人が、指折り数へるにいとまありません。(後略)

寄稿 向井 浩(昭和3年3月木工科卒)

…私達が在学中は校長市川竹次郎先生で有りました。其の方は「シブ竹」とニックネームが有る如く、一つ気分をこわすと名の如くシブく、生徒は仲々びくびくでした。でも其の反面冗談も交へて、人間味の有る処もあり尊敬していたものです。校舎は小学校の建物を夜のみ一部借り、借家住で勉強したものです。私達3年生の時、校名も造船徒弟学校から大湊工業学校と変り、正服、正帽も揃いになり、名実共に校則も変り、生徒も気分一転して頑張ってやりました。課目も多くなり先生の数もふへました。昼間働いて夜間の授業は相当に厳しく、夏の夜など先生の講義も耳に入らず、人蔭で眠ったものです。でも先生は監視の目がきつく、よくチョークが飛んだものです。(中略)

その当時入学する者は20人程度でしたが、卒業となれば7人位でした。それだけ厳しかった事と言えるでしょう。ですから最後まで残った者はほとんど現在では、会社の幹部となって活躍して居る様です。…当時もっと頑張って勉強して置けばよかった、と後悔して居ります。昼は親方、夜は学校の先生と言う間柄にて、両方共親しみは有りましたが、其の反面苦勞も相当なものでありました。(後略) <勤務先・菊川鉄工所>

これらの寄稿文から、政策意図とは異なる大湊造船徒弟学校受講生の徒弟学校への信頼感を窺うことが

出来る。寄稿者は途中での落伍者ではなく、苦難を乗り越えての成功者とは言え、修了生の自信を垣間見せている。では、大湊造船徒弟学校の卒業生の実情と評価はどうであったろうか。このことに関し、『七十年史』では次のように記している。

卒業生の成績（大正 3 年度）

明治 32 年徒弟学校設立以来卒業生ヲ出スコト拾五回
総人員百六十七名ナリ是等卒業生ノ大部分ハ当地ノ造船所鉄工所ニアリテ各々其ノ業ニ従事シ既得ノ学芸技術ヲ実地ニ応用シテ斯業ノ改良ニ努ムルカ故ニ他職工ノ模範トシテ大ニ工場主ノ信用ヲ受クルニ至レリ是等卒業生ノ特色ニシテ雇用者ノ報告ヲ綜合スレハ下ノ数項ヲ得ヘシ

- 一、規律ヲ厳守シ能ク工場主ノ命令ヲ遵守シ誠実熱心ニ其ノ業ニ従フ
- 一、工具材料等ヲ大切ニスルノ念厚シ
- 一、自己ノ従事セル業務ニ関スル智識ト技能トヲ並セ有スルカ故ニ仕事ニ興味ヲ有スルコト深シ

学校側の調査ではあっても、地元企業からこれほどに評価される学校の卒業生がいたことは注目される。それは「僅少ノ賃金ニテモ忠實ニ其職ニ従事ス」に集約されるが、修了生はただ薄給に甘んじているのではなく、造船工としての誇りをもって働いたことが窺える。

また、その評判と表裏を為すのが、参観者の多さである。『七十年史』に紹介されている来観者を整理したのが表 2 である。来観者の属性が幅広いことから、各方面に注目されていたことを示している。特に、参観者は次第に増えているが、徒弟学校としての「特異性」に注目が集まっていたのではなからうか。

このように大湊造船徒弟学校は社会的に評価されていたにもかかわらず、工業学校に改編された⁽¹¹⁾。それは今日に何を問うているのだろうか。

6. 大湊造船徒弟学校が遺した課題

大湊造船徒弟学校が他の多くの徒弟学校の 1921（大正 10）年の改編に遅れて 1928（昭和 3）年に工業学校となったのは、例外を認めない文部省から強く改革を指示されたからではなからうか。

「徒弟学校規程」は徒弟制度に関わる方法を規定していないにも関わらず「徒弟」の文字を用いて目標像として職工の教育を表明するという特異性によって日本の学校の性格にあわず、制定されたものの廃止の方向へ模索された。一方、大湊造船徒弟学校の改編はその徒弟学校のあり方を追究した「特異」な職業能力開発機関⁽¹²⁾だったための結末だったのである。だが、再編は困難ではなかった。

「徒弟学校規程」と「工業学校規程」との大きな違いは、目的にある。徒弟学校の目的は「職工タルニ必要ナル教科ヲ授クル所」であるが、「工業学校規程」には直接の目的は規定されていず、その元となる「実業学校令」に「実業学校ハ工業…ノ実業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ為スヲ以テ目的トス」となっている。実業界に就職する者に必要な教育をするという、そのような抽象的な「実業学校令」の目的を大湊町立工業学校は許容できた。「工業学校規程」に規定されている具体的な内容もクリアーできたからだ。

また、入学対象者の学歴は「尋常小学校卒業以上…但尋常小学校卒業ノ者ニアラサルモ特ニ学校長ノ許

一、造船鉄工ヲ問ハス能ク製図ヲナシ設計ヲナス能力アルヲ以テ図ヲ見或ハ設計書ニヨリテ自己ノ仕事ヲ理解スルコト易ク從テ仕事ヲナスニ速ニシテ且ツ仕損シ少ナシ

一、常ニ研究心ニ富メリ

一、進取ノ気象ヲ有スルヲ以テ僅少ノ賃金ニテモ忠實ニ其職ニ従事ス

卒業生ノ当地ニテ作業セノレモノハ其ノ日当四拾三錢以上七八拾錢ニシテ大阪東京其他ノ地方ニ出稼セルモノ、内ニハ一円以上ノ日給ヲ受クルモノアリ

卒業生ノ実績以上記述ノ如クナレハ本校ノ声価ハ本町ノ造船業ト共ニ漸ク世ニ知ラル、ニ至リヌ

表 2 来観者数の変遷

	明治 32年 中	明治 33年 中	明治 34年 中	明治 35年 中	明治 36年 中	明治 37年 中	明治 38年 中	明治 39年 以降
文部視学官	1			1				
文部書記官・役人		1		1	1		1	
海軍軍人								1
他省技手				1		1	1	1
他県視学官		1	2	4			1	
他県海軍局長					1			
他県実業学校長	1			1				1
他県学事視察員			1					
他県政治家・役人			1		1			2
他県会社支配人						1		
帝大教授・高等工業 学校教授				1		1		1
工学博士・工學士					1	1		
小計	2	2	4	9	4	4	3	6
三重県視学官	1		3	1		3		2
三重県師範学校長			1					
三重県役人	2	2	1	2	1	3	6	5
小計	3	2	5	3	1	6	6	7
計	5	4	9	12	5	10	9	13

三重県立伊勢工業高等学校『七十年史』より作成

可ヲ得テ入学スルコトヲ得」が、「学力修業年限四箇年ノ高等小学校卒業又ハ之ト同等以上」に高学歴化している。ただ、実体的には大湊町立工業学校の場合は、先に県史の報告に見たように、次第に高学歴化していたので規程の大きな影響を受けなかったと推測される。

しかし、大湊町立工業学校の「教育綱要」と「指導目標」には、従来の「造船ニ関スル職工」との養成に関する具体的目的は記されていない。それは、「国体ノ精華ト国民性ノ特長トヲ自覚シ健全ナル国民精神ヲ体得スベク努ムベシ」、「勤労愛好ノ意氣ヲ振起スベシ」と精神主義化していても問題はなかった。学校運営の要を担う校長は、大湊造船徒弟学校の初代校長であった市川造船所社長市川竹次郎が引き続き就任し初代校長となり、地元業界との関係は依然として密接だったからである。

さて、工業学校へ改編したが、『七十年史』には大湊町立工業学校の規程が記載されていない。『生徒心得』としての対応には大差が無かったのであろう。工業学校への改編の注目すべき変化は名称であった、と言っても過言では無いかも知れない。

なお、徒弟学校時代と工業学校になっての科目を対比すると表3になる。工業学校の「授業時間は毎夜3時間宛」とのことで徒弟学校時代と変わらないため、各科目の時間数は異なるのだろう。増加が目立つのは分化した専門科目である。なお、戦時体制に進んで行く中で、1943（昭和18）年度には修身の他に週当たり歴史・地理が6時間、教練が6時間増えている。

一方、一般科目の減少は理解出来るが、図画・製図も減少している。学歴の向上で製図の力が向上するとは思えず、この減少は専門科目を増加したためであろう。

教科目の大きな改変は無く、大湊造船徒弟学校の講義が「工業学校規程」に準拠していたことが分かる。ただ、「工業学校規程」では「実習時数ハ学科ノ種類ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ」としていたが、大湊町立工業学校の科目名に実習も時間も表わされていない。工業学校では実習はどのようにしていたのであろうか。工業学校の実習等について、「昭和7年組座談会」で、白木重勝（機械科卒・菊川鉄工所）、長屋（長尾）七郎（同・同）、初田幸裕（造船科卒・市川造船所）等は次のように語っている。

長屋 昭和4年4月1日菊川鉄工所へ入社、同時に夜間工業学校へ入りましたこの道40年です。昭和16年工業学校の嘱託もやりました。…教科書にもたれて教えるのではなく、物を持って行って見せながら話をするといった実地の教え方でした。

長屋 菊川へ入ったのは、親方の保障で月謝もいらず町費で学校へ行けたからです。校舎が小学校の校舎と講堂で、散りじりビラバラでした。

初田 日当が25銭から30銭位でしたか。

長屋 一日10銭、一ヶ月3円。うどんが5銭！（笑）うどん2杯分で一日働いた。（笑）

初田 月給があり、食事は工場で支給された。

白木 職工の平均賃金が一日1円、徒弟は一日10銭で10分の1だった。今から考えると、工場は徒弟で儲けた！！（笑）（…）

全員 授業時間は、9時頃迄3時間位だった。

司会 50分授業で。

初田 その頃実業高校は全国的に少なかった。小・中学校の教諭・校長が夜学の先生を兼ねていた。

白木 保障人が親方だからサボれず、一生懸命やった。（笑）通信簿も親方の所へ行き、成績が悪いと怒られた。（笑）親方がいなければもっと怠けた。（爆笑）やめるにもやめられなかった。成績は落せず、休めず……しかし、かえって親方でよかった。

表3 学校再編による教科目の変化

大湊造船徒弟学校の 教科目と時間(明治43年)				大湊町立工業学校(造船)の 教科目名(昭和2年～5年度)			
科目	1年	2年	3年	科目	1年	2年	3年
修身	1	1	1	修身	○	○	○
数学	6	3	3	数学	○	○	
理科	3	2	1	物理	○	○	
国語	4	4	1	国語	○	○	
英語				英語	○	○	
材料	1	1		船材			○
製図		1	3	製作		○	○
図画	3	6	9	製図	○	○	○
				図画	○		
				造構		○	
				船構			○
計	18	18	18				
実習	無定時	無定時	無定時				

『七十年史』より作成。

上の座談会の発言は、工業学校に再編した後の運営方式に大差は無く、実習も依然として地元企業で実施されていたことを傍証している⁽¹⁸⁾。工業学校の運営方式もほぼ大湊造船徒弟学校のそれと同じであったと言える。造船のような大形機器を製造する実習場の設置は学校には困難であり、実習はOJTにより作業現場で行うことが継続されたのである。このように造船所作業の“特異性”と、地元産業界との関連を維持することは必然の事であった。大湊町立工業学校の運営は当然であるが、しかし、敷衍して考えると、船のような大形実習課題のみに限らず、実習は現実の作業に振れることが好ましいはずである。

にもかかわらず、表3のように工業学校の教科として実習が明記されていないことは、工業学校になっ

ての職員一覧に実習担当者が記されていないことと併せて考えると、学校管理の対象として企業実習を位置付けるべきではないと言う何らかの判断があったのであろう。理由は実習が学校の管理が及ばない企業内で実施されているからであり、換言すれば実習の評価を学校の教員ができないからである。

また、学科は変わらずに夜間に行われたが、「実業補習学校規程」には第 9 条に、「徒弟学校規程」は第 8 条に「日曜日又ハ夜間タリトモ便宜教授時間ヲ設クルコトヲ得」としていたのであり、それを引き継いだ大湊町立工業学校の重要な方式であったといえよう。しかし、「工業学校規程」では学科目を夜間に実施しても良い、と言う規定は無かったのであり、やはりここに「異質」な工業学校の性格が出ていると言える。とは言え、その異質性が地元業界からは期待されたことも事実であろう。

ところで、工業学校になっての予算の変化を 1913（大正 2）年度と『七十年史』に明記にされている最直近の 1931（昭和 6）年度を比較すると、書籍費、備品費、消耗品費等の名目が明確になり 200 円の増加となっている。しかし、総計の増加額 738 円よりも多い 775 円が俸給の増加であり、実質的な教育訓練の経費は僅かだが低下しているのである。

大湊造船徒弟学校が法令で廃止された後も継続した背景には、実業尊重観が地域の人々に根づいているためであろう。大湊界隈では徒弟学校が蔑視されることが無かったため、法令では廃止されたにもかかわらず数年の継続を保ったと考えられる。このようなことは、三重県をふくむ中部地方や関西地方の工業高校で近年も実習を重視する傾向⁽¹⁴⁾に引き継がれているのかも知れない。

なお、秋保安治は実業教育を重視する立場から「米国マサチューセッツ州の法令に所謂『実業教育とは適当なる被傭者（Employment）を養成するものとす』と称するも、是れ亦本邦には適當せず。」とわが国の概念を批判していた。そして「欧米に於ける新思潮」において次のように述べていた。

…従来は学校は単に学校の主張に基づきて工人の教育に當り、工場は必要に応じて是等の門を出でたる人を使用するに過ぎざりしものを、近代に到りては獨逸は法を以て工場と学校とを連絡し、義務教育を終へたるのみにして學業を継続せざる青少年は、男女を分たず

一切を挙げて少なくとも一週四時間づつ四ヶ年の実業補習教育を受けしめんとし、或は拘留又は罰金等の荒療治にまで訴ひて工場主をして強制的に學校を利用せしめ、學校をして工場主と協同せしむるに到れり。

上のように秋保はドイツのデュアルシステムの方法を紹介し、大湊造船徒弟学校の方式の意義を重視していたと言える。

何時の時代も常に、学歴にかかわらず入職の初期は業務の見習いである。従って実業教育は産業界の協力を得るのがより良い方式であるにもかかわらず、産業界の声を聞くことを避け、文部省は視学官をはじめとして多くの訪観者を派遣しながら徒弟学校を廃止する方針を定めた。大湊造船徒弟学校の意義を確認することができなかったのである⁽¹⁵⁾。

ここで大湊造船徒弟学校によって創設された「修業制度」の意義を抽出するために各種の職人養成方式を対比・整理したのが表 4 である。

表 4 職人・熟練工養成制度の比較

項 目	徒弟学校規程	大湊造船徒弟学校の「修業制度」	「工場法施行令」徒弟制度(注)	教育刷新委員会第 13 回建議	ドイツ等のデュアルシステム
目 的	職工	造船職工	職業ニ必要ナル知識技能ヲ習得スル	労働者	熟練工養成
対象者学歴	年齢 12 年・尋常小学校卒業以上	成ルヘク年齢 14 年・尋常小学校卒業以上の男子	13 歳以上(14 歳以上・高等小学校卒業以上)	新制中学校卒	(前期中等教育修了者)
雇用関係	—	徒弟(幼年工)	徒弟	新人社員	訓練生契約
実習の場	学校内	指定工場	(主として実働労働)	企業内	契約企業
学科の方法	学校内	学校で夜間	(午前中または就業後)	主として企業内	主として学校で昼間
特 典	無料可	学費無料・手当	—	大学進学クレジット	学費無料・手当
教育訓練期間	6 箇月～4 箇年	3 箇年	(3 年以上)	主に 3 年	3 年～4 年
修了後の就業制限	—	見習企業で年季制: 6 年	(社員のまま)	社員のまま	無し

(注)「徒弟制度」の()の規定は法令にはなく、『見習工ノ採用並ニ養成方法』、昭和 10 年の機械関係工業の大要である。

法令による徒弟制度は 1916（大正 5）年の「工場法施行令」により始まった。規定では徒弟の養成は小学校卒者であったが、機械工業関係の実態は高等小学校卒者を対象にしていた。

また、戦後の教育改革を検討した教育刷新委員会は 1948（昭和 23）年の第 13 回建議「労働者教育に

対する社会教育について」において「技能者養成所、見習工養成所についても…大学へ進むための単位制クレジットを与えるべき」としていた。この第 13 回建議は国際的に通用する"Education"概念に沿った内容であったが、しかし、文部省はこの 13 回建議のみは拒絶し(佐々木輝雄)、わが国の教育が転換するチャンス逃した。わが国の戦後「民主的教育」観は労働者・職人を教育することを学校の役割ではないと認めなかったのである。大湊造船徒弟学校の体系が発展していればこの第 13 回建議もわが国の学校教育として異質にはならなかったはずである。

わが国も孟子が「親方は弟子に規矩や定規の使い方を教えられるが、弟子の腕前を上達させることはできない」と述べたこと、吉田松陰が「学校論 附作場」で近代化のために全ての学校は「船匠・銅工・製薬・治革の工、凡そ寸技尺能ある者、要は皆宜しく治事斎に属すべし。」と示唆したそれらの意味を解釈し、大湊造船徒弟学校の「修業制度」を発展させることによって、デュアルシステムの整備は困難ではなかった。しかし、今日もそうであるように文部省としては"Apprentice"の制度は排除すべき悪弊であったのであろう。ドイツでは近年デュアル大学が設立されたということを考えると、中等教育段階のみではなく、大学レベルの観念としても学校と業界との連携の在り方の検討は必須の視点であると言える。

おわりに

文部省の廃止決定以後も地域産業と住民から期待され、支持され優秀な造船職工を排出し、存続した大湊造船徒弟学校も 1928(昭和3)年に工業学校に転換した。このことから、制度は文部省のみに直轄される工業学校となったが、実態の運営は変わらず、地域の支持と支援を受けた"徒弟学校"のままであった。つまり、受講者の学歴が上がっても、実業の能力の修得のためには企業での実習が必要であったということを考えれば、優良な職工を養成するためには「修業制度」の継続は当然な運営であった。

既に明らかなように、大湊造船徒弟学校の実習は主に製造現場作業でもあり、校長は造船所等の社長が兼ねていることが長く、町、県、国からの補助金を得て設立され、真に産官学の学校として運営されていた。このようなことが、内田が言う「地場産業と学校との間に強い結びつき」であり、高田が言う「特異な学校」だったのである。

地場産業、受講生から支持された大湊造船徒弟学校の「修業制度」を近代的学校を目指す文部省は何故に見做えなかったのでしょうか。その理由は学理優先策という教育観が背景に流れていたことにあった。伝統産業に限らず、仕事場ではOJTによる見習いが必須であるが、企業で実施する大湊造船徒弟学校の真に職工となるための徒弟を養成する実習は異質とみなされた。大湊造船徒弟学校の「修業制度」の意義を認識できなかったことが、欧米の"Education"制度と異質な今日のわが国の教育制度の根源であった。では、学理優先策とは如何にして生まれたのであろうか。

いわゆる明治 10 年代の実業学校の所管争いに勝った文部省は、学理と実学の融合策の追究ではなく、和魂洋才の風潮とも相まって理論重視策⁽¹⁶⁾へ進んだと言える。他省庁の実学重視の実業教育施設を文部省が統括・管理化する(里見)政策のために、徒弟学校を 1894(明治 27)年 6 月の「実業教育費国庫補助法」で優遇すること⁽¹⁷⁾によって他省庁の実業学校等を先ずは"統撰"したのである。そして、翌月に職人の教育を企図した「徒弟学校規程」を制定した。

しかし、徒弟学校を了えても一人前の職工になれる訳ではなく、徒弟学校の構想の問題を打開する施策に文部省は悩んだことと推測される。大学は官僚の養成機関でもあり、理論重視策が次第に純化される温床となったと言える。そのような学理優先策という日本の学校の性格に合わず、徒弟学校は設立されたもののその特異性によって廃止が運命づけられていたのである⁽¹⁸⁾。そして秋保が批判したように、以後、技能労働者等の育成を目的とする学校が文部(科学)省では今日まで設立されることはなかった。

理論重視策が生まれる土壌は、近代産業が実学から発展したことを見ず、その結果として体系化された科学・理論を学ぶことが早いとする短絡的視点により、経験・実習の意義を理解出来なかったからである。それは「徒弟学校規程」で実習は「欠クコトヲ得」としていたように、実習を位置付けていなかったことに表れている。生産現場の実習は労働でもあるが、その作業を担当することが実習であるといういわばOJTの論理が理解できなかったのであろう。換言すれば、徒弟制による仕事の伝承は封建的だとする視座から、実習は労働のシミュレーションであり、危険を除去し、十分な計画の下で現場作業の実践が有効であることが確認されていないことにあった。実習の「教育学」的意味が確立していなかった当時、文部

行政の立場からの現場実習の忌避は必然だったのかも知れない。

実習の意義⁽¹⁹⁾を理解できない立場では教員の養成も不可能であった。「実業補習学校教員養成規程」による教員養成は整備した（大半は農業であるが）が、徒弟学校の教員養成制度は未整備だったことが物語っている。財源的な保証が困難であったことを考えても企業での実習を考慮すべきであったはずである。

では、果たして徒弟学校の工業学校化はどのような意味があったのだろうか。それは、文部行政の管轄のみによる学校になったことである。

「工業学校規程」（明治 32 年）は実習を規定したがそれは Off J T であった。Off J T であれば文言化して規定できる。規定化された実習は行政による管理が可能になる⁽²⁰⁾。つまり、作業場における実習は理論重視の学校教育においては敬遠され、文部省は廃止策を推進した。工業学校の管理化された実習のみでは大湊造船徒弟学校のように産業界からの評価が高くなることはないにもかかわらずである。

実習を重視した職工となるための徒弟学校を学校として位置づけ、発展させる方略を忌避した理論重視観は国民の意識にも浸透し、それが今日でも学校において職業教育が重視されない根源であろう。それは戦後の学校は労働のための場ではない、という根強い教育観の源泉であったと言える。したがって、その課題を解く視点は、大湊造船徒弟学校の「修業制度」にあり、「修業制度」は職業能力開発（職業教育・実業教育を含む）の在り方を今日に問うていると言える。

謝辞 本稿を纏めるに当たり三重県県史編さん班服部久士氏及び伊勢市教育委員会文化財係増田研一郎・小林洋子氏にご教示・ご配慮戴いたことに感謝します。

また、資料探査に当たり三重県立図書館、玉川大学図書館、明治大学中央・生田図書館、一橋大学図書館にお世話になったことにお礼申し上げます。

なお、本稿の構想の段階で開かれた 8 月 8 日のエルゴナジー研究会で報告した際の議論に示唆を得ていることに謝意を表します。

参考文献

- ・秋保安治『工業教育と職工養成』、養賢堂、大正 6 年。
- ・内田純一「明治期における伝統的地場産業と実業教育機関の関係―大湊造船徒弟学校を事例に―」、『中部教育学会紀要』第 13 号、2013 年。
- ・旧市川造船所関係資料：『THE MOTORBOAT MANUAL』、『海軍造船工学校官制及條例』、『幼年職工進給表』。
- ・佐々木輝雄職業教育論集第 2 巻『学校の職業教育―中等教育を中心に―』、昭和 62 年、多摩出版。
- ・佐藤守・板垣幹男「徒弟学校の性格」、『教育学研究』第 27 巻第 1 号、1960 年。
- ・佐藤守・佐田玄治・羽田新・板垣幹男『徒弟学校の研究』御茶の水書房、1962 年。
- ・里見実「近代日本における工業教育の成立」、國學院大學『教育学研究室紀要』第 2 号、昭和 42 年。
- ・造船協会『日本近世造船史』、明治 44 年、弘道館（復刻版）。
- ・高田由夫「明治 37 年改正期の徒弟学校の考察」、日本大学教育学会紀要『教育学雑誌』第 19 号、1985 年。
- ・田中萬年「技能者養成に関する日本工業協会の役割―『見習工ノ採用並ニ養成方法』報告を中心に―」、『日本産業教育学会紀要』第 12 号、1982 年。
- ・田中萬年「工場における学校の設立」、『教育と学校をめぐる三大誤解』、学文社、2006 年。
- ・田中萬年『徒弟制度は人材育成の基本である』、全建総連ブックレット No33、2006 年。
- ・田中萬年『「職業教育」はなぜ根づかないのか―憲法・教育法のなかの職業・労働疎外―』、明石書店、2013 年。
- ・田中萬年「わが国における『徒弟』法制化の課題―徒弟学校の設立・改廃と「工場法」徒弟制度との関連より―」、名古屋大学『技術教育学の探求』第 12 号、2015 年 3 月。
- ・服部久士「大湊に造船徒弟の養成学校」、『続・発見！ 三重の歴史』、新人物往来社、2008 年。
- ・三重県立伊勢工業高等学校『七十年史』、昭和 43 年。
- ・三重県史編さん班ホームページ「大湊町立造船徒弟学校（度会郡大湊町）」、2015 年 10 月 10 日確認。
- ・『三重県史 資料編 近代 3（産業経済）』、昭和 63 年。
- ・三重県教育委員会『三重県教育史』第一巻、昭和 55 年。
- ・『孟子』、小林勝人訳注、岩波文庫、1972 年。

- ・文部省実業学務局『実業教育五十年史』、実業教育五十周年記念会、昭和9年。
- ・『文部省年報』各年度版。
- ・吉田松陰「学校論 附作場」、山口県教育会『吉田松陰全集第4巻』、大和書房、1972年。
- ・吉留久晴「ドイツのデュアル大学での人材養成にかかわる産学連携の実相」、『産業教育学研究』第45巻第1号、2015年1月。

(注)

- (1) 大湊造船徒弟学校は、造船関係の教育訓練施設としては横須賀学舎(明治3年)、工部大学(明治13年)、東京高等工業学校(明治14年)、東京帝国大学工科大学造船学科(明治19年)、東京工手学校(明治22年)に次ぎ6番目に設立されている。三重県では6校中1番目に、男子徒弟学校としては93校中26番目に、工業系では27校中5番目に設立されている。なお、大湊町立工業学校は乙種として昭和9年度まで『文部省年報』に整理されている。以後、昭和18年度の中・乙種の区別が無くなるまで三重県に乙種の工業学校が上がっている。
- また、造船徒弟学校の他の1校である広島県豊田郡立造船徒弟学校は遅れて1919(大正8)年に設立され、大正10年1月18日に「工業学校規程」による広島県豊田郡木江造船工手学校に再編された。その後、学科の分科、独立科や学校の再編成を経て、1998(平成10)年に大崎海星高等学校となった際、造船科を募集停止し、総合学科となった。広島県立大崎海星高等学校『学校要覧』平成15年度(2003年度)版。
- ところで、大正11年度以降に「徒弟」を冠した学校には『文部省年報』によると鹿児島県の東市来村立東市来女子徒弟学校、沖縄県の仲里具志川両村組合立女子徒弟学校の2校もあったが、いずれも裁縫科と染織系学科を開設した学校であり、前者は1年後に、後者は2年後に廃止されている。
- (2) 地元企業からの期待が篤い「徒弟学校」を冠した大森機械工業徒弟学校もあったが、同校は日華事変下の1939(昭和14)年に設立された。このように、いつの世も徒弟の養成は社会的に要望があった。しかし、同校は「工業学校規程」に基づかない財団法人だったため、1941(昭和16)年に各種学校大森工学校に改編した。原正敏「大森機械工業徒弟学校」『千葉大学教育学部紀要』、第36巻第2部、1988年2月。
- (3) ただし、企業内訓練受講後の就業を強制していた企業が全てではない。例えば、日立製作所の養成工が日立を辞めて京浜の工場で働くことに、小平社長は「辞めて百姓になるのでは教育したかいがないが、日本の工業に役立つことならば大いに結構ではないか。教育者は有能な技術者、工業人を作ることを目的とすればよい。」といわれた、との逸話が残っている。田中萬年「日本の人材育成」の気概で、『産業訓練』、2008年12月号。
- (4) 市川造船所は1978(昭和53)年に倒産したものの、残った労働組合員が船の修理などを行いながら、造船施設を維持してきた。しかし、2006(平成18)年に操業を停止したと言う。
- (5) しかし、徒弟学校の設立に際し事前に文部省が検討した「徒弟学校又ハ工業補習学校設立予定地」では三重県は陶器のみが上げられていた。陶器徒弟学校は1903(明治36)年に設立されたが1914(大正3)年に廃止されている。ただ、「予定地」と徒弟学校の関係には一致しない県が少なくなく、「予定地」一覧は地元産業だけで無く、近代産業の育成のための調査がずさんだった事が分かる(田中2015)。
- (6) このような拘束は、例えば修業年限が5ヶ年の三菱造船が1900(明治33)年に定めた「見習職工規則」においても「三ヶ年間奉職ノ義務ヲ有スル」としていたように、期間に差はあるが、徒弟見習い後の「奉職」が原則として規定されており、それは当時の雇用制度の一般的な方法であったと言える。
- (7) 「旧市川造船所関係資料」は、市川造船所の倒産後に、同社の各種資料を伊勢市教育委員会に寄贈、保存されている。この中の一部が三重県史に利用され、それらは複写され県史編さん班に保存されているが、これらは近く県立総合博物館に移管されるという。
- (8) 「海軍造船工学校條例」の第13条は「練習生ノ学期ハ五ヶ年トス…学科ハ左表ノ如シ」とし、第14条は「生徒ノ学期ハ四ヶ年トス其学科ハ左ノ如シ」として各種の学科、科目を羅列している。最後に第一年～第四年を「実業」とし、造船は「造船」、「船架」、機械は「煉鉄」、「製鉄」、「機械」、「鑄造」と明示し、コース毎の作業名を記し、第15～19条に試験方法が詳細に決められている。海軍工廠のOJT実習については谷口雄治「横須賀造船所養成教育における現場実習指導の形成過程」、『産業教育学研究』第32巻第1号2002年を参照。
- (9) 昭和13年の「見習大工職日給進給表」の完成は、「国家総動員法」の制定を受けての事だったと推測される。
- なお、谷口によると海軍の幼年工の手当は3年間を八段階に区分されていた。明治36年12月に満16歳で呉造船廠造機部機械工場に機工見習いとして入業した人の日給は18銭であったという。

また、佐藤等（1962）によると、秋田市工業徒弟学校では「同校卒業者のなかで実習を希望する者には一日拾銭以内の手当金を給して三力年以内の温習を認めている（同校規則第三条但書）」としている（1960）というが、大湊造船徒弟学校とは全く異なる手当だと言える。

- （10）1959（昭和 34）年に現北九州市の定時制高校に入学した私の場合は普通科であったが、入学式には体育館に一杯だった同級生は毎年半分近くがいつの間にか辞めていき、卒業時には教室で卒業式が出来るほどであった。なお、戦後の定時制高校の学費は昼間よりも安いが無料ではない。私の給与は初年度日給 200 円であったが、その 10 倍も取る一般労働者はいなかった。年齢と給与は労働と修業の問題を考える出発点と言えよう。

- （11）佐藤等（1962）は秋田市立工業徒弟学校の事例を紹介し、週 39 時間の内 24 時間（第 1 年・第 2 年）又は 30 時間（第 3 年）を実習に当てていることから、「従来の年季徒弟法から脱却し合理的な近代的教育へ転換できたと思われる。」としているが、「はたしてこの（実習の）時間数を消化しうる施設設備を有していたかは疑問である。」とも述べている〔（ ）は引用者注〕。日本の学校教育が、近代産業の労働者養成に適切であるかは別問題である。また、佐藤等は同校を「上昇型」としているが、乙種工業学校に再編されている。

- （12）元来、徒弟制度とは表のような 5 要件により成り立っている。「徒弟学校規程」は教育の目的を「職工」としているが、③を除いてこれらのどの要件も考慮していない。しかし、批判的見解がわが国の教育論として展開されたが、「欠落視点」を克服した批判にはなっていない。

徒弟制度に関する各種見解

	「徒弟制度」とは	批判的意見	重要な要素	欠落視点
①	徒弟と親方が、一緒に仕事をする。	親方の個人的指導になる	仕事の現実が伝承できる	仕事の伝授
②	徒弟は、極めて少数である。	大量の養成に向かない	個別指導になる	学習の原則
③	徒弟は、何かしかの手間賃を貰う。	低賃金で酷使されている	最初から仕事はできない	職業能力と手当
④	徒弟は親方と生活を共にする。	私的雑用をさせられる	現場だけが仕事では無い	仕事は生活と一体的
⑤	徒弟は一定の年季を経て親方に一人前と認められる。	期間が長すぎる	仕事ができるという評価	職業資格

なお、大湊造船徒弟学校は今日の各地域の中小企業が共同して政府より認定を受けて職業能力開発施設を運営する共同訓練方式に類似しているが、近年の講義は土曜等の昼間が主である。

- （13）座談会と同様、学校の運営方法、特に地元企業での実習の方法は学校の再編によっても大差が無かった事が浜田沖三（昭和 4 年 3 月・機械科卒）の『七十年史』への次の「寄稿」文からも窺われる。

「（前略）先生も生徒も全部昼間働いて汗を流した者ばかり、親方と弟子、先輩と後輩、先生と生徒、授業中特に試験は厳しかった。（中略）3 年間の修学及び訓練が、一人歩きをする様になってどんなに支となった事か。

（中略）弟子が親方の仕事を見て、自分も早く親方の様に上手になりたい、と一生懸命努力しているうちに何日の間にか親方以上に上達している。これが文化であると私は思っている。（後略）」

- （14）三重県には大湊町立工業学校よりも早く 1902（明 35）年に全国唯一の応用化学専攻の三重県立工業学校（現三重県立松阪工業高等学校）が開設されたが、大湊造船徒弟学校のような地域からの支援は『三重県教育史』によれば志願者を除いて認められない。

- （15）欧米の実業教育を紹介していた協調会でさえ、わが国の徒弟学校の実例として学校方式の東京高等工藝学校附属工藝実習学校を挙げていた。『徒弟制度と技術教育』、1936（昭和 11）年。

- （16）ちなみに里見によれば、文部省が学理中心観を明らかにしたのは、1981（明治 14）年の農商務省の職制が実業関係学校を管轄していることが 1879（明治 12）年の「教育令」第 1 条「全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統摂ス」に反するとして批判し、実業教育をも一括管理することを太政官に上稟した時からである。

- （17）「市町村小学校教育費国庫負担法」の制定は 1900（明治 33）年である。

- （18）実学が重視された工部大学校が東京大学工科大学になった際に、理学的学部になったのも同一路線だろう。

- （19）筆者は「実習とは、五体と五感を使って、現実の物事に働きかけ、その反応を感じ取り、働きかけている過程で自然や人間の諸関係に関する知識、技能、態度を総合的に習得する学習である。」と定義している。「実習の意義と役割」、『産業と教育』平成 26 年 12 月。

- （20）職業訓練界でも多様であった職種訓練科のカリキュラム基準が産業の重工業化と共に、主職種の機械科の基準に統合化されたように、このような統一化は行政の常套手段のようだ。

- （付記）本研究は名古屋大学横山悦生教授主宰の科研費研究「北欧における職業教育・訓練の改革に関する総合的研究」の一貫である。